

議案第4号

つくばみらい市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成22年つくばみらい市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「つくばみらい市長」を「つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長」に改める。

第1条及び第2条中「つくばみらい市長」を「つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

公職選挙法施行令の改正に伴い、つくばみらい市議会議員の選挙における選挙運動用ビラ作成について、公費負担ができるよう条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(平成22年つくばみらい市条例第4号)新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長</u>の選挙における同条第1項第6号に規定するビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>つくばみらい市議会議員及びつくばみらい市長</u>の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりつくばみらい市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p> | <p>つくばみらい市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>つくばみらい市長</u>の選挙における同条第1項第6号に規定するビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>つくばみらい市長</u>の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりつくばみらい市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p> |